別紙１

長期使用の可否判定の実施要領

１　実施対象及び実施方法

長期使用の可否判定は、改修予算配分の優先順位が高いと認められる宿舎を対象に、大規模な耐震改修、鉄筋腐食部や中性化した躯体の全面的な修復等の構造躯体に係る改修工事を実施することなく、おおむね 20 年の間、建物を適切に使用することが可能か否かについて判定することとする。

具体的には、建物の健全性、耐久性及び安全性（以下「建物の健全性等」という。）についての調査を下記２のとおり行い、その結果を総合的に勘案した上で長期使用の可否判定を下記３のとおり実施する。

ただし、原則として、建設後おおむね 30 年以内の宿舎については、建物の健全性等に問題がないものとして対象から除くことができるものとし、長期使用を可と判定して差し支えない。

なお、建設年次にかかわらず、災害の発生により建物の健全性等が損なわれたおそれがある場合等、本実施要領によりがたい場合は、理財局の了承を得た上で別途の方法により長期使用の可否判定を行うものとする。

２　建物の健全性等についての調査

建物の健全性等についての調査項目、調査方法及び評価方法は、下記(1)から(4)のとおりとする。

(1)　コンクリート強度

昭和 56 年５月 31 日以前の耐震基準により建築されたものを対象（※１）として、コンクリートコアの採取を行い、コンクリート圧縮強度の調査（※２）により確認する。コンクリートコアの圧縮強度試験（産業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）に基づく日本産業規格（以下「JIS」という。）JISA1107 に準拠して行う。）により得られた平均値が 13.5N/mm2 未満の場合、耐震性能が適切に評価できない可能性があるため、原則として、長期使用に適さないものとして扱う。ただし、特別な検討（※３）等により適正に耐震性能を評価できた場合はこの限りではない。

※１　過去に耐震診断・耐震改修工事を適切に実施しており、耐震性能が確保された建物及び建設年にかかわらず、壁式構造の建物については、当調査項目を省略することができる。

※２　既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準　同解説　耐震改修促進法に基づく国土交通省大臣認定耐震診断及び耐震改修に関する指針と解説（一般財団法人日本建築防災協会、国土交通省大臣指定耐震改修支援センター）等による。

※３　第三者機関による評定などが考えられる。

(2)　コンクリートの中性化

全ての建物を対象に、中性化深さを測定（JISA1152 に準拠して行う。）する。測定の結果、建物の経年等から推定されるおおむね 20 年後の中性化深さとコンクリートのかぶり厚さ（※４）の関係を評価する。

経年により中性化が進行し、鉄筋腐食及びこれに伴うコンクリート劣化を引き起こすが、屋外では中性化が鉄筋位置に到達すると比較的早く鉄筋の腐食が進行するとされていることに留意し、長期使用（おおむね 20 年）の間に中性化が鉄筋位置に到達するか否かを次の式（※５）により推定する。

なお、鉄筋の腐食の程度、範囲等により建物の健全性等への影響が異なるため、他の要因と総合的に長期使用の可否を判定する。

$C = A\sqrt{t}$

t：コンクリート打設後の経過年数（年）

C：コンクリートの中性化深さ（cm）

A：中性化速度係数

※４　設計における最小かぶり厚さとする。

※５　既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準　同解説　耐震改修促進法に基づく国土交通省大臣認定耐震診断及び耐震改修に関する指針と解説（一般財団法人日本建築防災協会、国土交通省大臣指定耐震改修支援センター）を参照する。

(3)　鉄筋の腐食

全ての建物を対象に、鉄筋の発錆状況を目視により確認するとともに、錆汁の発生、膨張性発錆によるコンクリートのひび割れ等が認められる場合は、必要に応じて、はつり調査により鉄筋の錆の状況、鉄筋径の変化等を確認する。その上で、鉄筋の腐食の程度、範囲等による建物の健全性等への影響を総合的に評価する。

(4)　建物の構造の不具合

全ての建物を対象に、建物の構造の不具合の調査を建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 12 条第２項に規定する点検により確認する（※６）。当該調査は、「建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成 20 年国土交通省告示第 282 号）」の別表（い）調査項目のうち、基礎並びに外壁、壁の室内に面する部分及び床の躯体等（鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の当該躯体の劣化及び損傷の状況）に係るものについて行い、その結果を総合的に評価する。

※６　建築基準法で点検対象外である宿舎（200 ㎡未満など）においては、当該規定を準用する。

３　長期使用の可否判定

長期使用の可否判定は、上記２の調査結果を踏まえ、必要に応じて、耐震性及びその他個々の建物の立地環境による影響（※７）を考慮し、構造躯体に係る改修工事の必要性について下記⑴のとおり取り扱った上で、下記⑵のとおり実施することを基本とする。

※７　海水の作用、寒冷地における凍結融解作用等の構造部材の耐久性に重大な影響を及ぼす特殊な劣化作用。

⑴　構造躯体に係る改修工事の必要性

上記２の調査結果等について、別紙１の別表「調査項目及び評価基準」に基づきグレードＡ、Ｂ又はＣに分類する。分類の結果、いずれかの項目がグレードＣに該当する場合は、構造躯体に係る改修工事の必要性があるものとして取り扱う。

また、上記２－⑴及び⑵の調査結果がともにグレードＢに該当する場合又は塩分濃度を調査した場合において、上記２－⑴及び塩分濃度の調査結果がともにグレードＢに該当する場合についても、構造躯体に係る改修工事の必要性があるものとして取り扱う。

その他の場合は、特別に改修の必要性があると認められる場合を除き、構造躯体に係る改修工事の必要性がないものとして取り扱う。

⑵　判定方法

長期使用の可否判定は、構造躯体に係る改修工事の必要性を踏まえ、以下のとおり実施することとする。

イ　構造躯体に係る改修工事の必要性がない場合

長期使用を可と判定する。

ロ　構造躯体に係る改修工事の必要性がある場合（下記ハの場合を除く。）

長期使用を可と判定する。ただし、構造躯体に係る改修工事が大規模又は全面的となる場合は、判定結果を踏まえた対応について、必要に応じて理財局と調整の上、実施することとする。

ハ　構造躯体に係る改修工事を実施しても必要な性能を確保できない場合又は構造躯体に係る改修工事が困難若しくは不可能な場合

長期使用を否と判定する。

別紙１

４　報告

上記２及び３の結果の取りまとめに当たっては、結果の概要を別紙１の様式「報告様式」に取りまとめることとする。

別紙１の別表　調査項目及び評価基準

調査項目		評価基準		
		グレードＡ	グレードＢ	グレードＣ
材料劣化	コンクリート強度 （Fc：設計基準強度）	推定強度の最小値がFc以上	推定強度の最小値が0.8Fc 以上～1.0Fc 未満	推定強度の最小値が0.8Fc 未満又は平均値がFc 未満
	コンクリートの中性化 （Ｃ：中性化深さ測定値） （Ｄ：鉄筋のかぶり厚さ）	Ｃ＜Ｄかつ中性化速度が著しくない（おおむね20年経過後もＣ（予測値）＜Ｄ）	Ｃ＜Ｄだが、中性化速度が著しい（おおむね20年経過後はＣ（予測値）≧Ｄ）	Ｃ≧Ｄかつ中性化速度が著しい（おおむね20年経過後はＣ（予測値）≧Ｄ）
	鉄筋の腐食	腐食がない状態又は表面に部分的な点錆が生じている程度	点錆が広がって面錆となり、部分的に浮き錆が生じている	浮き錆又は層状の錆が広がって生じ、断面欠損が生じている
	塩分濃度 （塩化物イオン量換算）	限界塩化物イオン量の基準値0.3kg/㎥未満	0.3 kg/㎥以上 1.2kg/㎥未満	限界塩化物イオン量の基準値1.2kg/㎥以上
	ひび割れ	ひび割れがない又はコンクリートの乾燥収縮等による幅0.2mm未満のひび割れ程度	コンクリートの乾燥収縮等により、幅0.2mm以上のひび割れが生じている	鉄筋腐食やアルカリ骨材反応を原因とする又は構造上の問題に起因するひび割れが生じている
	欠損、剥落等	欠損、剥落等がない	小規模な欠損、剥落等がある	大規模な欠損、剥落等がある
	雨漏り・漏水	雨漏り・漏水が生じていない		雨漏り・漏水が頻繁に生じている
構造不具合	基礎の沈下	沈下が生じていない	小規模な沈下が生じている	建築物に構造的な障害又は生活上の障害を発生させる沈下が生じている
	壁、柱、床等の傾斜	傾斜が生じていない	小規模な傾斜が生じている	建築物に構造的な障害又は生活上の障害を発生させる傾斜が生じている

別紙１の様式　報告様式

管理部署　：　　〇〇財務局〇〇財務事務所〇〇出張所

宿舎名	〇〇住宅〇〇棟
所在地	〇〇県〇〇市・・・
建築年月日	１９〇〇年〇月〇日

調査項目		調査・実測等の位置	評価結果	
			所見	グレード
材料劣化	コンクリート強度			
	コンクリートの中性化		（記載の一部に、中性化が鉄筋に到達する想定年数を明記する。）	
	鉄筋の腐食			
	塩分濃度（塩化物イオン量換算）			
	ひび割れ			
	欠損、剥落等			
	雨漏り・漏水			
	その他			
構造不具合	基礎の沈下			
	壁、柱、床等の傾斜			
	その他			

※判定に当たり実施不要と判断する調査項目については記入不要。また、上記に記載の無い項目を調査する場合は、「その他」の欄に記入。

長期使用可否判定　結果	
構造躯体に係る改修工事　　概要・概算額	
所見	

別紙２　維持整備履歴簿で備えるべき項目

１．基本情報
①財務局等名
②管轄（本局、事務所又は出張所）
③都道府県名
④市区町村名
⑤住宅名
⑥棟番号
⑦構造
⑧規格
⑨階層
⑩戸数
⑪建築年月日
⑫長期使用の可否判定実施年度
⑬長期使用の可否判定結果（可・否）

２．維持整備項目における改修状況
⑭維持整備項目
⑮維持整備年度
⑯維持整備数量
⑰維持整備内容
⑱実施金額

３．共用部等における改修状況
⑲太陽光発電設備の設置有無
⑳太陽光発電設備の設置・改修年度（予定含む）
㉑蓄電池の設置有無
㉒蓄電池の設置・改修年度（予定含む）
㉓燃料電池の設置有無
㉔燃料電池の設置・改修年度（予定含む）
㉕省エネ基準の適合状況／適合年度
㉖ＬＥＤ照明設備（共用部）対応完了年度（予定含む）
㉗インターネット設備の設置有無
㉘インターネット設備の設置・改修年度（予定含む）
㉙宅配ボックスの設置有無
㉚宅配ボックスの設置・改修年度（予定含む）

別表１　改修予算配分の優先順位付けに係るグループ分類

優先度高 ←→ 優先度低

入居率（%）

建築年（優先度高→優先度低）	96～100	91～96未満	86～91未満	81～86未満	76～81未満	71～76未満	66～71未満	61～66未満	56～61未満	51～56未満	46～51未満	～46未満
平成29年～	A	B	C	D	e	f	g	h	i	j	k	l
平成24年～平成28年	B	C	D	E	f	g	h	i	j	k	l	m
平成19年～平成23年	C	D	E	F	g	h	i	j	k	l	m	n
平成14年～平成18年	D	E	F	G	h	i	j	k	l	m	n	o
平成9年～平成13年	E	F	G	H	i	j	k	l	m	n	o	p
平成4年～平成8年	F	G	H	I	j	k	l	m	n	o	p	q
昭和62年～平成3年	G	H	I	J	k	l	m	n	o	p	q	r
昭和56年6月1日～昭和61年	H	I	J	K	l	m	n	o	p	q	r	s
昭和52年～昭和56年5月31日	i	j	k	l	m	n	o	p	q	r	s	t
昭和47年～昭和51年	j	k	l	m	n	o	p	q	r	s	t	u
昭和42年～昭和46年	k	l	m	n	o	p	q	r	s	t	u	v
～昭和41年	l	m	n	o	p	q	r	s	t	u	v	w

別表２　維持整備項目及び改修周期

維持整備項目	単位	周期
給水設備（量水器）	戸	8
屋根防水	㎡	25
外壁	㎡	20
ベランダ防水	㎡	25
給水設備（屋内）	戸	30
排水設備（屋内）	戸	30
給水設備（屋外）	戸	20
排水設備（屋外）	戸	20
エレベーター	基	30
ガス設備（屋内）	戸	30
ガス設備（屋外）	戸	30
電気設備（弱電設備を除く）	戸	30
給湯器	戸	15
床	㎡	50
浴室	戸	30
流し台	戸	40

以下の項目については、個々の宿舎の状況に応じて、改修時期及び未設置の宿舎においては設置時期を設定すること。

維持整備項目	単位	周期
道路舗装	㎡	随時
囲障	m	
換気設備	戸	
消火設備	戸	
外部建具	戸	
内部建具	戸	
天井	㎡	
内壁	㎡	
手摺取替	m	
結露防止	㎡	
鉄部塗装	㎡	
浴槽取替	戸	
太陽光発電設備	基	
蓄電池	台	
燃料電池	台	
弱電設備	戸	
ＬＥＤ照明設備（共用部）	灯	
インターネット設備	棟	
宅配ボックス	基	

※いずれの維持整備についても、平成 15 年６月６日付財理第 2212 号「国家公務員宿舎に係る原状回復等の取扱いについて」通達において、被貸与者が行うこととされているものを除くことに留意すること。

別表３　リノベーション実施水準

ア　建築

宿舎規格（※１）			a	b（単身赴任者用）	b（単身赴任者用除く）	c	d	e
内部仕上等	居間・洋室	天井	膜又はビニルクロス					
		壁	ビニルクロス					
		幅木	ビニル幅木					
		床	フローリング					
		その他	エアコン用スリーブ、エアコン取付用インサート　（居間及び独立した居室のみ）					
	和　室（※２）	天井	膜又はビニルクロス					
		壁	ビニルクロス					
		幅木	畳寄せ					
		床	畳					
		その他	エアコン用スリーブ、エアコン取付用インサート　（独立した居室のみ）					
	押　入	天井	ラワン合板					
		壁	ラワン合板					
		雑巾ずり	木製					
		床	ラワン合板					
	台　所	天井	膜又はビニルクロス					
		壁	ビニルクロス、タイル					
		幅木	ビニル幅木					
		床	フローリング					
		流し台ユニット	流し台：1,000㎜、コンロ台：600㎜、吊戸棚：900～1,200㎜、調味料入れ・水切り棚：300～600 ㎜		流し台：1,500㎜、コンロ台：600㎜、吊戸棚：1,500～1,800㎜、調味料入れ・水切り棚：300～600 ㎜			
	洗面所・便所	天井	ビニルクロス					
		壁	ビニルクロス					
		幅木	ビニル幅木					
		床	ビニル床シート					
	浴　室		ユニットバス （追炊き装置・シャワーセット・自動お湯張り機能・浴室リモコンスイッチ）					
	玄　関	天井	ビニルクロス					
		壁	ビニルクロス					
		幅木	ビニル幅木					
		床	ビニル床シート					
	廊下・ホール	天井	ビニルクロス					
		壁	ビニルクロス					
		幅木	ビニル幅木					
		床	フローリング又はビニル床シート					
外部建具		サッシ	可動網戸（脱落防止対策型）取付					
		玄関ドア（※３）	鍵：「指定建物錠の防犯性能表示に関する基準」に基づく下記性能を有する。 耐ピッキング性能：10分以上、耐かぎ穴壊し性能：10分以上、耐サムターン回し性能：あり、耐カム送り解除性能：あり、耐こじ破り性能：あり （ただし、周辺状況及びその他の防犯対策を踏まえ、防犯建物部品（ＣＰ認定錠）とすることも可能とする。）					
			ドアノブ：レバーハンドル					
			ドアスコープ					
			ドアガード					

イ　電気設備

宿舎規格			a	b（単身赴任者用）	b（単身赴任者用除く）	c	d	e
電力設備	電灯設備	居　室	引掛シーリング					
		居室以外	LED照明設備					
	コンセント設備	一般用	各室２箇所（居間、洋室、和室、台所）、廊下・ホール１箇所					
		エアコン用	アース端子付（15A、20A兼用型）独立回路コンセント、各室１箇所（居間、洋室、和室）					
		温水洗浄便座等用	アース端子付、便所１箇所					
		洗濯機用	アース端子付、洗面所１箇所					
		大型機器用	アース端子付、台所１箇所					
通信設備	インターホン設備（※３）		モニター付住宅情報盤					
	テレビ共同受信設備	テレビ端子	居間・食事室：２端子型、個室：１端子型					
	電話回線	電話端子	１箇所／戸					
	インターネット回線	ネット端子	１箇所／戸					

ウ　機械設備

宿舎規格			a	b（単身赴任者用）	b（単身赴任者用除く）	c	d	e
換気設備		設置箇所	台所、浴室、便所					
給排水衛生設備	給　水	給水栓数	５箇所（浴室・洗面所（洗面台用及び洗濯機用）・便所・台所）/戸					
	給　湯	給湯器ユニット	16号		壁掛け型24号又は壁貫通型16号			
			追焚き機能付（強制循環方式）、リモコン設置（台所、浴室）					
		給湯箇所	３箇所（浴室・洗面所・台所）／戸 シングルレバー混合水栓（浴室シャワーヘッドは、（社）日本バルブ工業会による節湯種類の定義における節湯Ｂを満たすもの）					
	衛生設備	洗面化粧ユニット	W=600㎜			W=750㎜		
		洋風便器（手洗付ロータンク型）	１個／戸、便蓋付					
	洗濯機用防水パン		640型、樹脂製床上型排水トラップ付					

※１　宿舎規格は、国家公務員宿舎法施行規則（昭和34年大蔵省令第10号）第６条第２項に規定する規格をいう。
※２　必要に応じて洋室化（押入をクローゼット化）する。洋室化を行う室数は、間取りや居住者の要望等に応じて決定する。
　　なお、クローゼットの内部仕上は居間・洋室と同様とする。
※３　棟単位の実施を基本とする。

様式１　維持整備中期計画

通し番号	財務局等名	（本局、事務所又は出張所）	都道府県名	市区町村名	住宅名	棟番号	構造	規格	階層	戸数	建築年月日	長期使用の可否判定を行う時期	リノベーションの実施に当たり設計業務を実施する時期	リノベーションを実施する時期 ※被災等者の過去の事実を含む。	リノベーション実施費用	給水設備（量水器）						屋根防水						外壁						ベランダ防水						
																次回改修時期	前回改修時期	経過年数	維持整備数量	改修単価	所要額	次回改修時期	前回改修時期	経過年数	維持整備数量	改修単価	所要額	次回改修時期	前回改修時期	経過年数	維持整備数量	改修単価	所要額	次回改修時期	前回改修時期	経過年数	維持整備数量	改修単価	所要額	
												（実施年度）	（実施年度）	（実施年度）	（円）	（実施年度）	（実施年度）		（戸）	（円）	（円）	（実施年度）	（実施年度）		（㎡）	（円）	（円）	（実施年度）	（実施年度）		（㎡）	（円）	（円）	（実施年度）	（実施年度）		（㎡）	（円）	（円）	（実施年度）
1																																								
2																																								
3																																								

様式１　維持整備中期計画

通し番号	財務局等名	（本局、事務所又は出張所）管轄	都道府県名	市区町村名	住宅名	棟番号	構造	規格	階層	戸数	建築年月日	給水設備（屋内）					排水設備（屋内）						給水設備（屋外）						排水設備（屋外）						エレベーター					
												前回改修時期（実施年度）	経過年数	維持整備数量（戸）	改修単価（円）	所要額（円）	次回改修時期（実施年度）	前回改修時期（実施年度）	経過年数	維持整備数量（戸）	改修単価（円）	所要額（円）	次回改修時期（実施年度）	前回改修時期（実施年度）	経過年数	維持整備数量（戸）	改修単価（円）	所要額（円）	次回改修時期（実施年度）	前回改修時期（実施年度）	経過年数	維持整備数量（戸）	改修単価（円）	所要額（円）	次回改修時期（実施年度）	前回改修時期（実施年度）	経過年数	維持整備数量（基）	改修単価（円）	所要額（円）
1																																								
2																																								
3																																								

様式１　維持整備中期計画

通し番号	財務局等名	（本局・事務所又は出張所）管轄	都道府県名	市区町村名	住宅名	棟番号	構造	規格	階層	戸数	建築年月日	ガス設備（屋内）						ガス設備（屋外）						電気設備（弱電設備を除く）						給湯器						床				
												次回改修時期（実施年度）	前回改修時期（実施年度）	経過年数	維持整備数量（戸）	改修単価（円）	所要額（円）	次回改修時期（実施年度）	前回改修時期（実施年度）	経過年数	維持整備数量（戸）	改修単価（円）	所要額（円）	次回改修時期（実施年度）	前回改修時期（実施年度）	経過年数	維持整備数量（戸）	改修単価（円）	所要額（円）	次回改修時期（実施年度）	前回改修時期（実施年度）	経過年数	維持整備数量（戸）	改修単価（円）	所要額（円）	次回改修時期（実施年度）	前回改修時期（実施年度）	経過年数	維持整備数量（㎡）	改修単価（円）
1																																								
2																																								
3																																								

様式１　維持整備中期計画

通し番号	財務局等名	（本局・事務所又は出張所）管轄	都道府県名	市区町村名	住宅名	棟番号	構造	規格	階層	戸数	建築年月日		浴室						流し台						太陽光発電設備 ※未設置の場合は、「次回改修時期」欄に設置時期を記載。						蓄電池 ※未設置の場合は、「次回改修時期」欄に設置時期を記載。						燃料電池 ※未設置の場合は、「次回改修時期」欄に			
												所要額 （円）	次回改修時期 （実施年度）	前回改修時期 （実施年度）	経過年数	維持整備数量 （戸）	改修単価 （円）	所要額 （円）	次回改修時期 （実施年度）	前回改修時期 （実施年度）	経過年数	維持整備数量 （戸）	改修単価 （円）	所要額 （円）	次回改修時期 （実施年度）	前回改修時期 （実施年度）	経過年数	維持整備数量 （基）	改修単価 （円）	所要額 （円）	次回改修時期 （実施年度）	前回改修時期 （実施年度）	経過年数	維持整備数量 （台）	改修単価 （円）	所要額 （円）	次回改修時期 （実施年度）	前回改修時期 （実施年度）	経過年数	維持整備数量 （台）
1																																								
2																																								
3																																								

様式１　維持整備中期計画

通し番号	財務局等名	（本局・事務所又は出張所）管轄	都道府県名	市区町村名	住宅名	棟番号	構造	規格	階層	戸数	建築年月日	設置時期を記載。		ＬＥＤ照明設備（共用部） ※未設置の場合は、「次回改修時期」欄に設置時期を記載。						インターネット設備 ※未設置の場合は、「次回改修時期」欄に設置時期を記載。						宅配ボックス ※未設置の場合は、「次回改修時期」欄に設置時期を記載。					
												改修単価 （円）	所要額 （円）	次回改修時期 （実施年度）	前回改修時期 （実施年度）	経過年数	維持整備数量 （灯）	改修単価 （円）	所要額 （円）	次回改修時期 （実施年度）	前回改修時期 （実施年度）	経過年数	維持整備数量 （棟）	改修単価 （円）	所要額 （円）	次回改修時期 （実施年度）	前回改修時期 （実施年度）	経過年数	維持整備数量 （基）	改修単価 （円）	所要額 （円）
1																															
2																															
3																															

様式２　リノベーション実施管理簿

凡例：◎（R3.3.17付の維持整備通達改正以降に実施済）、○（R3.3.17付の維持整備通達改正より前に実施済）、×（リノベーション対象だが未実施）、△（改修留保宿舎等のリノベーションを行わないもの）、－（リノベーションが不要なもの（新築時点でリノベーション実施水準を満たしている））

通し番号	財務局等名	事務所等名（宿舎等名）	都道府県名	市区町村名	住宅名	号棟	戸番	構造	規格	建築日	建築																												機械設備											
											内部仕上等																																							
											居間・洋室				和室				押入		台所				洗面所		便所		浴室		玄関・廊下・ホール		外部建具				電気設備				通信設備						換気設備		給排水衛生設備											
											内装		エアコン用スリーブ、インサート		内装		エアコン用スリーブ、インサート		内装		内装		流し台ユニット		内装		内装		ユニットバス		内装		サッシ		玄関ドア		電灯設備		コンセント設備		インターホン設備		テレビ共同受信設備		インターネット回線				給湯						衛生設備				洗濯機用防水パン	
																																														浴室		洗面所		台所		洗面化粧ユニット		洋風便器（手洗付ロータンク型）			
											○／×	実施年月	○／×	実施年月	○／×	実施年月	○／×	実施年月	○／×	実施年月	○／×	実施年月	○／×	実施年月	○／×	実施年月	○／×	実施年月	○／×	実施年月	○／×	実施年月	○／×	実施年月	○／×	実施年月	○／×	実施年月	○／×	実施年月	○／×	実施年月	○／×	実施年月	○／×	実施年月	○／×	実施年月	○／×	実施年月	○／×	実施年月	○／×	実施年月	○／×	実施年月	○／×	実施年月	○／×	実施年月	○／×	実施年月
1																																																																	
2																																																																	
3																																																																	
										実施率																																																								